

## 第21回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年10月12日(木) 13時58分～14時17分

2 開催場所 平川市役所 4階 大会議室2

3 出席農業委員(16名)

2番委員	齋藤 美也子	4番委員	古川 榮	5番委員	工藤 守
6番委員	高井 美奈子	7番委員	今井 文雄	8番委員	大川 哲彌
9番委員	花田 良造	10番委員	工藤 正	11番委員	丹代 純嗣
12番委員	葛西 雅博	13番委員	今井 龍美	14番委員	柴田 博明
15番委員	桑田 久毅	16番委員	小山内 知寛	18番委員	山口 知治
19番委員	長尾 浩				

4 欠席農業委員(3名)

1番委員	三浦 勝志	3番委員	對馬 忠法	17番委員	三浦 良孝
------	-------	------	-------	-------	-------

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】(8名)

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	阿部 功	平賀-3	七戸 茂春
平賀-4	齊藤 嗣郎	平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	小野 良
尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一		

6 出席事務局職員(4名)

事務局長	小笠原 健	事務局長補佐	佐藤 満徳	碓ヶ関支局長補佐	長濱 貴弘
主査	谷川 智也				

7 議事日程等

第1 議事録署名者の指名

第2 会期の決定

第3 議案審議

議案第80号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分を取り消しについて

議案第81号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第82号 農地利用集積計画の決定について

報告第59号 農地法第3条の3第1項の規定による通知書の受理について

報告第60号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第61号 農地改良届出書(盛土等の届出書)の受理について

## 会議の概要

あいさつ

(省略)

農業委員会憲章  
唱和 (委員全  
員)

(省略)

【開会 14時00分】

議長 (今井龍  
美)

これより、第21回総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は、19名中16名です。  
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。  
議事録署名者の指名について、議長より指名することにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。  
5番工藤委員、6番高井委員の両名をお願いいたします。  
次に、会期についてお諮りいたします。  
会期を本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございません  
か。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日1日間と決定いたします。  
議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、長瀨碓  
ヶ関支局長補佐、谷川主査の出席を求めました。書記には、長瀨  
碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。  
それでは議案審議に入ります。本日の議案は、お手元に配付し  
てある議案第80号から議案第82号までの3件、ほかに報告が3  
件でございます。  
現地調査の報告を省略し、担当した委員の方から特に疑問点等  
がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。  
はじめに、議案第80号を議題とし、事務局に説明を求めま  
す。

谷川主査

1ページをご覧ください。  
議案第80号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分に  
ついて、別紙のとおり取消をしたい旨の提出があったので、承認

を求めるものです。

2 ページをご覧ください。

今回提出があったのは、令和 5 年 4 月 13 日第 15 回総会にて農地法第 3 条による売買について許可した案件であります。3 条による許可であるため、その後の名義変更の登記手続き等は、双方協力のうえ、法務局にて行っていただくものとなっております。

今回取消の案件として上がった理由についてですが、法務局における所有者の名義変更の手続きを行う前に、所有者が亡くなったためです。通常、許可後に所有者が亡くなった場合においても、その相続人が所有者の地位を継承するため、先に出した許可自体は有効であります。相続人側で相続後の名義で出た許可でもって登記したく、そのため取消の意向があり、買受人もこれについて了承していることから、許可の取消を受付いたしました。

なお、このあとの議案で審議を求めることとなりますが、相続人と当初の買受人との農地法第 3 条所有権移転の申請を受付しております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 80 号について、質疑、ご意見を求めます。  
何かございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 81 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

それでは、3 ページをご覧ください。

議案 81 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、および別添 2 売買価格一覧と合わせて、4 ページをご覧ください。

所有権移転について、こちらはすべて経営拡大によるものです。

件数は3件、面積5,974平方メートル、地目はすべて畑となっております。

次に、5ページの賃貸借権設定について、こちらは新規就農によるものです。

件数は1件、面積6,083平方メートルで、地目はすべて畑となっております。

今回、申請のあった案件については農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した農業委員の方で、疑問点等がある方がおりましたらお願いします。

ございませんか。

担当委員

ありません。

議長

それでは、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

小野委員。

尾上-1 小野委員

128番の譲渡人の方、あとから何件も出てくるのですけれども、基本的にこの方との使用貸借は何年の契約だったわけですか。

谷川主査

こちらの貸人は、今まで使用貸借として過去に20年以上使用貸借で契約していました。今現在は、令和5年の2月に更新はされているのですけれども、それ以前も同様の契約で使用貸借として契約をしています。

事務局長

年数に関しては今この場ではデータが無いので、のちほどお伝えしたいと思いますけれども、直近の契約したものでは、20年の契約であります。

尾上-1 小野委員

契約を更新したわけですが、あとから出てくる使用貸借の耕作年数の3か月や6か月というのは契約更新した後ののですか。合算はしないのでしょうか。

事務局長

はい。

尾上-1 小野委員

この方、契約を更新して使用貸借の解約になり、売買になると、値段的なものもあるが、何か特別な理由があるのか。

谷川主査

今年の夏にこの方の奥様が亡くなられたこともありまして、一人で後継ぎもいないので、自分で持っている農地をすべて管理するのは無理があるので、手放していく方向で、今耕作の契約をしていた人に全部売って、持ってほしいと話がありました。今回の案件の他にもまだ農地は残ってはいるのですけれども、ゆくゆくはほとんど処分していく方向であると聞いております。

尾上-1 小野委員

離農の方向でいくのか。

谷川主査

はい。離農の方向で進めていくというのは聞いておりました。

議長

よろしいですか。

尾上-1 小野委員

はい。

議長

他に何か、ございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定といたします。  
次に、議案第 82 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

6 ページをご覧ください。

議案第 82 号 農用地利用集積計画の決定について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

7 ページをご覧ください。

所有権移転については、全て経営拡大によるものです。

件数は 6 件、面積 39,046 平方メートルで、田 6 筆 13,252 平方メートル、畑 18 筆 25,794 平方メートルとなっております。

なお、売買価格については、別添 3 のとおりとなっております。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件はすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました、5 番工藤委員、6 番高井委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

ありません。

議長

それでは、所有権移転の 162 番を除いて質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、所有権移転の 162 番は、2 番齋藤委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、齋藤委員に退席を求めます。

(齋藤委員、退席)

議長

それでは、162 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、162 番を原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

齋藤委員の入室を許可します。

(齋藤委員、着席)

議長

次に、報告 3 件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査

9 ページをご覧ください。

報告第 59 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

10 ページをご覧ください。

こちらは令和 5 年 7 月から令和 5 年 9 月までの間に、相続による届出があった一覧です。

件数としては 31 件、筆数は田が 78 筆、畑 120 筆となっております。

続いて、12 ページをご覧ください。

報告第 60 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

13 ページをご覧ください。

こちらは借人へ売買するため、解約するものです。

件数は 4 件、面積 19,447 平方メートル、地目は全て畑となっております。

続いて、15 ページをご覧ください。

報告第 61 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について、このことについて、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

16 ページをご覧ください。

こちらの届出地は 17 ページのとおり、葛川支所から南東へ約 1 キロメートルに位置するところです。今回の届出地の近くに川がありまして、川の護岸工事のため進入路として盛土する予定です。盛土後は畑として使用可能な状態にする予定とのことです。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第 21 回総会を閉会いたします。

**【閉会 14 時 17 分】**